

千代田区分別収集計画

令和 4年 6月 23日

1 計画策定の意義

千代田区は、「かけがえのない地球環境をみんなで守るまち」を目指し、区の特性を活かした「資源循環型都市千代田」を構築していく。

そのためには、ごみの発生そのものの抑制、排出されたごみの可能な限りの再利用・再生利用、区民・事業者・行政の協働による取り組みが不可欠となる。

千代田区が収集した廃棄物量は、令和2年度は前年度に比べ、燃やすごみが ▲3%の減少、燃やさないごみは横ばいとなった。

しかし、令和3年度に実施した「ごみ・資源の組成分析調査」によると、燃やすごみで約2割、燃やさないごみで約1割の容器包装廃棄物が含まれているという結果であった。

区は今後も引き続き、容器包装廃棄物の分別収集を実施していき、その実施にあたり、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条第1項に基づく分別収集計画である。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 区民、事業者、行政が主体的にそれぞれの責任を負い、役割を分担しながら、資源循環型都市の形成を目指す。
- (2) 物の生産・流通・消費から処分に至る各段階において、ごみの発生抑制・リサイクルを推進し、環境負荷の軽減を図る。
- (3) 本区は清掃事業の実施主体として、容器包装廃棄物のリサイクルを積極的に推進する。
- (4) 事業者に対して自主的なリサイクルの取り組みを求め、自己処理責任による資源回収を促進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	6,401 t	6,466 t	6,535 t	6,598 t	6,664 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、区民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 消費段階での発生抑制の推進

過剰包装を断わるなどの消費段階での発生抑制の取組について、区民、事業者などに協力を求めていく。

(2) リユース食器の利用促進

使い捨て食器を使用している店舗等へ再利用可能な食器の使用を促すとともに、地域におけるお祭りなどの各種イベントに対して、区が貸出を行っているリユース食器の利用促進を図る。

(3) レジ袋の削減、マイバッグの推進

消費者や事業者にマイバッグの持参や簡易包装の啓発を呼びかけ、レジ袋、包装材の削減を推進する。

(4) 資源の集団回収の充実

区では、資源の集団回収の取組をしている町会やマンション等の集合住宅を支援し、区民による主体的なリサイクル活動を推進してきた。

今後、この取組がさらに広がっていくよう、未実施のマンション等管理組合に対して働きかけを行っていく。

(5) 事業用大規模建築物の所有者等に対する優良な取組への表彰

ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組み、顕著な成果をあげた事業用大規模建築物の所有者等に対して、優良廃棄物管理建築物として表彰し、区ホームページや事例集でその内容を紹介することで、取り組みを広げていく。

(6) 紙類及びプラスチック類の分別指導強化

資源回収の実施後においても、可燃・不燃ごみに資源化可能な紙類・プラスチック類が多く含まれている状況から、今後も分別方法を分かりやすく PRするとともに、さらなる分別指導を行っていく。

(7) イベント等を通じた環境学習の推進

環境・リサイクル祭り、児童等を対象とした環境学習、あおぞら相談・回収等を開催し、実体験を通じて具体的な行動を習得する機会を増やす。

(8) 次世代への環境啓発・環境学習の推進

子ども向けパンフレットの配付等を通じて、次世代を担う人材育成と、学んだ成果の過程への波及効果をすすめる。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(法第8条第2項第3号)

処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	131 t		133 t		135 t		138 t		140 t	
主としてアルミ製の容器	121 t		123 t		125 t		127 t		130 t	
無色のガラス製容器	(合計) 423 t		(合計) 430 t		(合計) 438 t		(合計) 445 t		(合計) 452 t	
	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
	415 t	8 t	422 t	8 t	430 t	8 t	437 t	8 t	443 t	9 t
茶色のガラス製容器	(合計) 231 t		(合計) 235 t		(合計) 239 t		(合計) 243 t		(合計) 247 t	
	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
	227 t	4 t	231 t	4 t	234 t	5 t	238 t	5 t	242 t	5 t
その他のガラス製容器	(合計) 285 t		(合計) 290 t		(合計) 296 t		(合計) 300 t		(合計) 305 t	
	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
	280 t	5 t	284 t	6 t	290 t	6 t	294 t	6 t	299 t	6 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	7 t		7 t		7 t		7 t		7 t	
主として段ボール製の容器	1,633 t		1,662 t		1,691 t		1,718 t		1,746 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 55 t		(合計) 56 t		(合計) 57 t		(合計) 58 t		(合計) 59 t	
	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
	0 t	55 t	0 t	56 t	0 t	57 t	0 t	58 t	0 t	59 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 424 t		(合計) 431 t		(合計) 439 t		(合計) 446 t		(合計) 453 t	
	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
	424 t	0 t	431 t	0 t	439 t	0 t	446 t	0 t	453 t	0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 497 t		(合計) 505 t		(合計) 514 t		(合計) 522 t		(合計) 531 t	
	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
	497 t	0 t	505 t	0 t	514 t	0 t	522 t	0 t	531 t	0 t
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直前年度の分別基準適合物等の収集実績（引渡量）} \times \text{人口変動率}$$

なお、人口変動率は、令和3年度に実施した千代田区人口推計の推計結果を用いて設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
68,298人 (対前年度比) 1.52%	69,486人 (対前年度比) 1.74%	70,708人 (対前年度比) 1.76%	71,825人 (対前年度比) 1.58%	72,995人 (対前年度比) 1.63%

10 分別収集を実施する者に関する基本的事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の回収は、区による分別回収を基本として進めるものとする。

なお、現在実施している区民の自主団体による有価物集団回収については、引き続き支援を行っていくこととする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装については、引き続き民間業者の施設において、選別、圧縮、保管を行っていく。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 区民、事業者の代表者等で構成される「千代田みらいくる会議」の、ごみの減量・3Rを一層推進するための新たな取り組みに関する提言を受け、区の施策に反映させていく。
- (2) 専門家、学識経験者等で構成される「一般廃棄物減量等推進審議会」における、専門的な立場から千代田区の清掃・リサイクルのあり方や基本計画に基づく取り組みの評価等についての審議結果を、区の施策に反映させていく。